起業者が平成24年に実施した調査によると、通勤時間帯に徳島市内方向への最大320mの渋滞長を確認しており、渋滞により停車した車両への追突事故も発生している。渋滞による速度低下により、自動車交通の定時性が確保されず、自動車の安全かつ円滑な交通も阻害されている状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると現道区間の自動車交通量は徳島市川内町大松地内において8,659台／日で、その混雑度は1.26となっている。

本件事業の完成により、自転車歩行者道及び、必要な幅員が確保されたバイパスが整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法等に準じて、任意で騒音、振動及び大気質について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者が任意で行った文献調査等によると、本件区間周辺の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）に指定されている国内希少野生動植物は確認されていないものの、環境省レッドリストにより絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているイチモンジタナゴや絶滅危惧Ⅱ類のカワアイガイ等の希少な動植物が生息している可能性がある。しかし、本件区間周辺の土地においては、生息に適した環境が少なく、生息している可能性は低く、本件事業による橋梁の架け替えが環境負荷を増大させるものではないため、自然環境に与える影響は少ないとしている。

また、起業者は、これらの動植物の生息が確認された際には、専門家の指導助言を受け、必要な措置を講ずることとしており、工事実施にあたっては、振動・騒音に配慮した工法を採用するほか、濁水対策を行うなど、生育環境への影響を低減させるべく必要な対策を行うこととしている。なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、交通混雑の解消と歩行者等の安全の確保を図り、安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、バイパス案（以下「申請案」という。）のほか、橋の架け替えを上流側で横過する案及び下流側で横過する案の３案が検討されている。申請案は他の案と比較すると、取得必要面積及び支障家屋敷が最も少ないこと、工事中の地域生活に与える影響が少ないこと、事業費が最も廉価であることなど、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道区間は車道幅員が狭く、自転車歩行者道の整備がされていないため歩行者等が危険にさらされており、また、通勤時間帯に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　徳島県徳島市役所及び同県板野郡松茂町役場

○北海道開発局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一二百三十二号及び一二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	後変別前	敷地の幅員	延長
北海道留萌郡小平町字大椴四七八番四から同町字大椴四七八番五まで	後前	八三七・三九〜八三八・メートル 〇・七三九〜〇・七七八〇・キロメートル	〇・〇三二一・〇三二一・〇三二一